

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

| | |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 商工観光交流課 |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 6 月 11 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|---------|--------------------------|
| 許認可等の名称 | 認可事項変更の承認 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 秋田県立自然公園条例施行規則第 6 条第 1 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

| | |
|-------------|--|
| 基 準 規 定 | 秋田県立自然公園条例施行規則第 6 条第 1 項 |
| 審 査 基 準 | <input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○秋田県立自然公園条例施行規則 （施設の変更等の承認） 第 6 条 公園事業の執行の認可を受けた者（以下「事業者」という。）は、次の各号（運輸施設等に関する事業者にあつては、第 3 号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、公園事業の執行の認可事項変更承認申請書（様式第 4 号）に第 3 条の規定により添付した書類のうち当該変更に係るものを添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、建築物の内部の構造の変更であつて軽易なもの及び第 17 条各号に掲げる行為に該当するものにあつては、この限りでない。 （1） 施設の位置 （2） 施設の規模及び構造（運輸施設等にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。） （3） 施設の管理又は経営の方法の概要 2 略 |
| | 参 考 資 料 |
| 標 準 処 理 期 間 | <input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 過去に申請実績がなく、又は稀であつて、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。 |
| 備 考 | 秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 62 第 7 号に基づく権限委譲対象事務等の範囲を定める規則第 2 条の表第 10 項第 3 号による |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

| | |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 商工観光交流課 |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 6 月 11 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|---------|--------------------------|
| 許認可等の名称 | 地位の承継の承認 |
| 処 分 権 者 | 町長 |
| 根 拠 規 定 | 秋田県立自然公園条例施行規則第 8 条第 1 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

| | |
|-------------|---|
| 基 準 規 定 | 秋田県立自然公園条例施行規則第 8 条第 1 項、第 9 条 |
| 審 査 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>○秋田県立自然公園条例施行規則 （地位の承継） 第 8 条 事業者たる地位は、知事の承認を受けたとき又は当該公園事業たる事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分を受けたときは、譲渡により承継することができる。</p> <p>2 略 （地位の承継の承認申請） 第 9 条 前条第 1 項の規定による承継の承認を受けようとする者は、公園事業譲渡承継承認申請書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。</p> <p>（1） 譲渡に関する契約書の写し （2） 譲受人が現に事業者でない法人又は法人格のない組合であるときは、定款若しくは規約及び登記事項証明書又は組合契約書の写し （3） 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、定款又は規約</p> |
| 参 考 資 料 | |
| 標 準 処 理 期 間 | <p>□設定 ■未設定</p> <p>過去に申請実績がなく、又は稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。</p> |
| 備 考 | 秋田県市町村への権限委譲の推進に関する条例別表第 62 第 7 号に基づく第 10 項第 5 号よる |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |